平成２５年（再イ）第１１６号
埼玉県新座市新座３丁目６番12―502号
再生債務者　横山　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第４３２号
大阪府寝屋川市楠根南町23番６号
再生債務者　エル・ミガロこと　和唐　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第４３６号
大阪府八尾市竹渕１丁目214番地の１グランデヴィオラ102号
再生債務者　米道　慎司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第４８２号
大阪市東淀川区東中島４丁目５番９号
再生債務者　駒木　律子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第３３号
奈良県大和高田市大字根成柿380番地１　Ａ113号室ネオシティ大和高田
再生債務者　池本　哲也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月27日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（再イ）第３４号
奈良県磯城郡川西町大字結崎330番地の110
再生債務者　泉澤　一博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月27日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（再イ）第２４号
青森市西大野４丁目８番地３
再生債務者　山本　大将
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第３５号
静岡県浜松市南区本郷町3010番地の１
再生債務者　杉山　　晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２５年（再イ）第４６号
奈良市五条畑１丁目６番14―Ｂ102号
再生債務者　岩井　俊明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日　　奈良地方裁判所

平成２５年（再イ）第１９号
香川県高松市上林町550番地６
再生債務者　柳橋　　昇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（再イ）第１２号
岩手県一関市厳美町字駒形148番地
再生債務者　佐藤　弘子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（再イ）第６１号
仙台市青葉区愛子中央４丁目７―８　デキシントン街767―108
再生債務者　坂上　大輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第５４号
千葉県佐倉市白銀２丁目15番地９
再生債務者　後藤　俊哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第４８号
愛知県刈谷市矢場町５丁目405番地
再生債務者　深谷謙一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２５年（再イ）第１６号
山口県光市光井２丁目３番31号２号室
再生債務者　松田　典之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（再イ）第１９号
山口県周南市瀬戸見町２番10号フラッツ岡村201号
再生債務者　金築さやか
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日　山口地方裁判所周南支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第12号
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業の換地計画を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により公告する。
平成 26 年３月 13 日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　大西　　誠
記
1　縦覧期間　平成26年３月14日から
平成26年３月27日まで
2　縦覧場所　大阪府箕面市小野原東六丁目２番１号
独立行政法人都市再生機構西日本支社彩都開発事務所
3　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで